

令和3年度事業計画について

1、基本方針

栗原市シルバー人材センターは、『自主・自立、共働・共助』の基本理念のもと、高年齢者の豊富な経験・技術・知識等を活かして『福祉の受け手から、社会の担い手』として健康と生きがいを求め、公共の福祉に貢献・地域社会づくりへの寄与を目的に事業推進して参りました。

我が国は、急激に少子高齢化が進展し労働力人口の大幅な減少が見込まれております。団塊の世代が75歳以上となる2025年問題など、超高齢社会の到来において、高年齢者の生きがいのある生活の実現と、地域社会の健全な発展への寄与、という役割を担うシルバー人材センターへの期待は一層大きなものになっております。高年齢者は、働き方に対する希望や求める条件が多様であり、そのため柔軟で高年齢者のニーズに応じた多様な就労機会を提供するとともに、就業を通じて高年齢者福祉の増進に資する、魅力ある組織として活動していかなければなりません。

シルバー派遣事業は、政府が進める働き方改革の一環として、令和2年4月1日労働者派遣法の改正により、同一労働同一賃金のルールが適用され、令和3年4月1日には、有期雇用労働法の改正により、中小企業にも適用となるため、派遣事業主として法制度を厳守しながら、会員の公正な待遇が確保されるよう努めて参ります。

全国シルバー連合本部は、「第2次会員100万人達成計画」に基づく目標会員数の達成を目指して会員拡大に取り組んでおりますが、令和2年度実績では、全国において多数のセンターが減少しており、当センターにおいても、前年度を下回る実績になりましたが、事業運営を維持するためには会員数の確保が必要であるため、退会者の抑制、女性会員拡大に努めて参ります。

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用や社会経済活動に大きな打撃を与え、就業の中断や縮小とシルバー人材センターの業務運営にも大きな影響がありました。この傾向は本年も続くものと思われまますので、事業に及ぼす影響を注視しつつ、会員には感染予防対策を徹底させ、必要な感染防止対策を講じ、十分な就業機会の確保と創出を行う体制を構築するとともに、国の補助体系の変革と社会構造の変化をしっかりと見極めながら、着実な事業推進を図っていくことが、将来のシルバー人材センターの安定的な事業の推進に繋がるものでありますので会員皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2、重点事項

- (1) 会員の拡大と普及啓発事業
- (2) 就業機会の拡充・強化
- (3) 安全・適正就業の推進
- (4) 派遣事業の推進
- (5) 健全な財政運営と運営基盤の強化
- (6) 技術支援の講習会

3、具体的な事業実施

(1) 会員の拡大と普及啓発事業

会員の加入状況は、第2次シルバー人材センター事業活性化計画書による当年度会員数の目標は610名ですが、3月現在の会員数が536名であることから、目標値を低く抑えざるを得ず24名の増加で560名を目標といたします。

会員の拡大により、地域社会のニーズを踏まえ積極的な就業により、当センターが、地域住民の期待に応えることができるよう事業推進して参ります。

ア. 会員拡大推進委員会にて活動計画を明確化し、会員の拡大と普及啓発を推進する。

イ. 会員拡大と普及啓発の方法について

- ・新聞折り込みのチラシの発行、シルバーだより等にて募集を実施する。
- ・ホームページを活用して『入会説明会』の広報活動の推進を図る。
- ・会員による新規会員の勧誘運動（一人一会員の勧誘）を積極的に推進する。

ウ. 現在、女性会員数は全体の約24%で、シルバー事業を活性化するため に女性会員の拡大が重要であり、女性部・世話人会議を開催し、女性の就業拡大と事業拡大を図る。

エ. 女性会員等の拡大に繋がる夫婦会員の会費割引。

オ. 普及啓発の促進として、各地区においてボランティア奉仕活動を実施する。

（10月全国ボランティア月間に合わせて、10地区の活動）

(2) 就業機会の拡充・強化

シルバー人材センター事業の自立促進のためには、会員の就業機会の更なる拡大が必要不可欠です。地域のニーズを的確に把握し、民間企業、福祉施設、一般家庭や公共機関からの就業機会の拡充を推進して参ります。

ア. 就業開拓推進委員会で、活動計画を明確化し就業機会の拡充強化を推進する。職員はもとより、会員が営業マンとして就業先等で、次の仕事に繋がる情報の提供や、誠意ある丁寧な仕事で大きな信頼を得ることにより、受注の増加に繋がられるような就業の推進を図る。

イ. 一般家庭での仕事の引受け等のチラシ（会員募集チラシに併設）による就業拡大の推進。

ウ. これまでの既存業種の内容分析により繁忙期の解析、女性会員向けの職域拡大、更には、新たな業種や冬場における就業先の確保を図る。

エ. 福祉施設及び事業所等において、請負いが可能な就業拡大を図る。

(3) 安全・適正就業の推進

昨年度は、作業中による事故が多く発生し、その都度検証を行うとともに、再発防止のため、草刈り作業安全就業ガイドラインを作成しました。

会員が就業する上で、安全で安心なシルバー事業の展開を図ることが重要であります。作業する際は、各種の安全対策等を更に周知するとともに、安全就業適正委員によるパトロールも強化し、『安全は全てに優先する』を合言葉に、就業中の事故撲滅を図るため、安全対策の一層の強化推進を図って参ります。

更には、健康に関する講習会等の開催により安全意識を高めます。

1) 就業中の事故防止について

ア. 安全適正就業委員会による、安全・啓発の推進及び安全パトロールによる巡回指導等の実施により安全就業の周知徹底。

イ. 屋外作業による保護具、ヘルメット等の着用徹底。

ウ. 安全就業の『声がけ運動』、作業開始前のミーティング及び、就業報告書裏面のチェック項目に沿って、『健康・服装・保護具・周囲の状況・その他』について、『指差し呼称点検』を実施し、より安全就業の徹底を図る。

エ. 夏場の熱中症対策の徹底

オ. 蜂刺され対策の徹底(ハチ防護ネット・手袋等の着用)

カ. 草刈作業での『飛散防止ネット』の活用と草刈作業安全説明会の実施

キ. 植木剪定作業での『ヘルメット』及び『安全ベルト』の使用の徹底

ク. 運転就業者の職業運転者講習の実施及び安全運転マニュアルの遵守

ケ. 植木剪定安全講習会の実施

2) 安全意識に関することについて

ア. 『安全だより』による、季節的な安全への呼びかけ、安全情報等の周知

イ. 『安全就業中(草刈作業中)(植木剪定作業中)』ののぼり旗と看板を作業現場に立てて安全意識の徹底と、シルバー事業の普及啓発を図る。

ウ. 「安全スローガン」の募集により安全意識及び安全啓蒙を高める。

エ. 安全就業講習会を開催し安全意識の向上を図る。(交通安全・健康管理等)

オ. 安全衛生講習会を開催し作業現場での安全就業の徹底を図る。

カ. 無事故チャレンジ運動の実施

キ. 健康診断受診の呼びかけと健康審査書等の提出の徹底

ク. 安全就業推進大会の開催により安全就業の徹底と、会員の交流を図る。

(健康及び安全講習)

(4) 派遣事業の推進

会員の就業ニーズの変革や女性の活躍推進や人手不足企業への支援を目的として、現役世代が安心して働けるよう下支えとしての取組みを図るとともに、厚生労働省で示した「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づき、適正就業の推進を図って参ります。

ア. 企業等におけるニーズの把握による就業開拓の推進。

イ. 派遣事業の就業形態による適正就業の推進。

ウ. 衛生委員会の設置(衛生管理者、産業医等の配置)及び委員会の開催と派遣会員への「安全だより」の周知。

- エ. 派遣会員の安全就業及び労働安全衛生等の研修・講習会等の実施。
(必須講習として、職業運転者講習、交通安全・健康等・・・重複)
- オ. 運転業務会員へ宮城県シルバーが策定した『運転業務に係る安全就業基準
の周知。
- カ. 週20時間以上の業務拡大は、派遣先の事業要望により宮城県知事の許可
により該当事業所と協議を進めながら週28時間までの業務拡大。
- キ. 派遣事業所として、労働安全衛生法に基づくストレスチェック等の健康
保持に係る検査の実施。

(5) 健全な財政運営と運営基盤の強化

『第2次・シルバー事業活性化計画書』に基づき、目標到達を目指して健全な財政基盤の確立を図って参ります。

ア. 財政状況を分析の上、業務実施方法等の見直しを行い、経費の節減に努め、事業推進により安定的な経営基盤の確立を図る。

イ. 国庫補助体系に合わせた事業推進により、財政基盤の強化を図る。

(一般の補助、派遣事業の高年齢者活用現役世代雇用サポート事業)

(6) 技術支援の講習会

専門的な技術の会員が減少傾向にあるので、当該会員が培った技術、経験、ノウハウ等を経験の浅い会員へ継承育成を図って参ります。

ア. 植木剪定安全講習会

イ. 草刈機械安全操作講習会

ウ. 清掃スタッフ技術講習会

エ. 障子・網戸張り講習会

オ. 運転就業者の職業運転者講習

カ. 救急救命講習会